

広域漁業調整委員会の概要

1 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

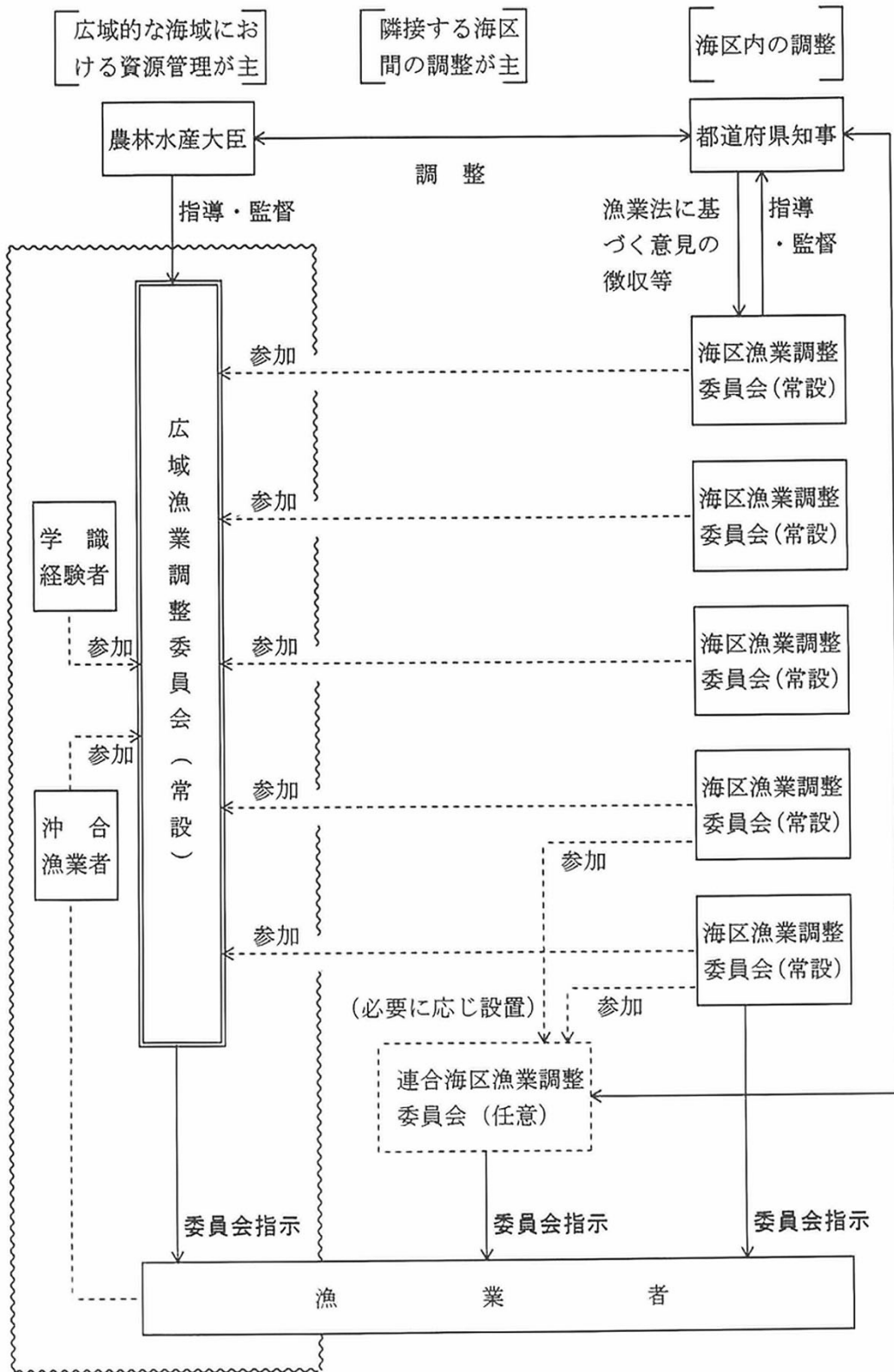
- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③ ①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成され、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ 28 名、14 名、29 名（計 71 名）です。

また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

漁業調整委員会の主な仕組み



※ 2以上の海区漁業調整委員会がある都道府県は、互選により1名の代表者が広域漁業調整委員会に参加する。

広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区	委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、釧路、十勝、根室	委員数 28 〔海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3〕
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手	
		宮城県	宮城	
		福島県	福島	
		茨城県	茨城	
	6道県	11海区		
	太平洋南部会	千葉県	千葉	
		東京都	東京	
		神奈川県	神奈川	
		静岡県	静岡	
		愛知県	愛知	
		三重県	三重	
		和歌山県	和歌山	
		徳島県	徳島	
		高知県	高知	
		愛媛県	愛媛	
		大分県	大分	
		宮崎県	宮崎	
12都県		12海区		
瀬戸内海広域漁業調整委員会	〃	和歌山県	和歌山	委員数 14 〔海区代表 11 学識経験者 3〕
		大阪府	大阪	
		兵庫県	兵庫県瀬戸内海	
		岡山県	岡山	
		広島県	広島	
		山口県	山口県瀬戸内海	
		徳島県	徳島	
		香川県	香川	
		愛媛県	愛媛	
		福岡県	福岡県豊前	
		大分県	大分	
11府県	11海区			
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	北海道	石狩、後志、檜山、渡島、宗谷、留萌	委員数 29 〔海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3〕
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田	
		山形県	山形	
		新潟県	新潟、佐渡	
		富山県	富山	
		6道県	12海区	
	日本海西部会	石川県	石川	
		福井県	福井	
		京都府	京都	
		兵庫県	但馬	
		鳥取県	鳥取	
		島根県	島根、隠岐	
	6府県	7海区		
	九州西部会	山口県	山口県日本海	
		福岡県	筑前、有明	
		佐賀県	佐賀玄海、有明	
		長崎県	長崎北部、五島、対馬	
		熊本県	熊本有明、天草不知火	
		鹿児島県	鹿児島、熊毛、奄美大島	
沖縄県		沖縄		
7県	14海区			

● 広域漁業調整委員会および部会の構成

